

平成27年度 第1回 遊佐町総合教育会議 議事録

- 会議日時 平成27年6月29日(月曜日) 午後4時
会議場所 遊佐町防災センター2階会議室
開会時刻 午後3時59分
閉会時刻 午後4時48分
出席者 ・ 構成員 遊佐町長 時田博機
(教育委員会) 委員長 渡邊宗谷、第一職務代理者 石川茂稔
第二職務代理者 高橋栄子、委員 石山幸子、教育長 那須栄一
・ 説明調整員 総務課長 菅原聡、企画課長 池田与四也
・ 事務局 教育課長 高橋務、同課長補佐兼社会教育係長 菅原三恵子
同課長補佐兼総務学事係長 阿部秀雄
- 傍聴人 なし
- 協議事項 1 遊佐町総合教育会議運営要綱の制定について
2 本町の「教育等に関する施策の大綱」について
3 今後のスケジュールについて

【協議内容の概要】

教育課長 ただいまより平成27年度第1回遊佐町総合教育会議を開催いたします。初めに時田町長よりご挨拶をお願いします。

町長 総合教育会議は、法律に基づいて開催しなければならないということで、第1回目の会議を開く運びとなりました。地方創生ということで、地域の実勢とか自立性をしっかりと確保しながら、田舎、地方の作り直しを国の号令の下、向かっているわけですが、人口減少社会になっています。非常に極端な話、徳川家康が江戸幕府を立ち上げた時3、000万少ししかいませんでした。明治維新の頃で3、400万人です。1945年、先の大戦が終わった時は7、199万人が日本の人口だと申しておりました。その後工業化社会になり、1億2000万人までになりました。わが国の食糧の自給率が40%切っている現状の中でいけば、果たしてどの辺が人口の適正なのか、疑問に思います。イギリス、イングランドは5000万くらいの人口だそうで、それでもしっかりとシステムをつくりあげ、近代的な生活をしているということもあります。896もの地方自治体が消滅するというショッキングな試算が増田レポートで出されましたが、どんな風にピンチをチャンスに変えていくかが、地方に求められていると思っております。

わが町の教育行政につきましては教育委員会を中心に運営されてきて、教育委員の皆さんのご尽力に感謝をしているところであります。これまでと法律が変わったわけではあります、しっかりと議論して、いい子ども達を町全体で育てていくことができるとありがたいと思います。昨日少年議会が開催されて、少年町長、少年議員たち、子ども達からボランティアを通して地元に貢献したいという、うれしい言葉を聞いたときに、6月6日の朝日新聞のコラムで北川正恭早稲田大学名誉教授が遊佐町の少年議会をすばらしい活動であると紹介されたわけですが、長年の12期の成果が今につながってきていると改めて思いました。

人間社会であるのでいろいろな課題があるのは当然だと思っております。人間社会は多様な価値観、価値基準があります。多様な文化、考え方をしっかりと受け止めて柔軟性、寛容性を醸し出すそんな遊佐町であればありがたいと思います。実のある委員会にならんことを期待申し上げて開会のあいさつといたします。

教育課長 ありがとうございます。協議に入る前に、名簿の説明をさせていただきます。レジメの裏面をご覧ください。本会議の構成員は、法律の規定どおり、町長と教育委員となっておりますが、事務局については、山形県の場合、教育委員会で担当するということを参考にして、昨年11月に開催しました町長・教育委員懇談会などでの議論をふまえて、教育課が担当することとしました。

今日は、首長部局との連携も考慮しまして、説明調整員として菅原総務課長、池田企画課長にも出席してもらっております。事務局では、文化係の菅原補佐と佐藤学校指導係長が、所用のため欠席となっております。

それでは、協議に進ませていただきます。座長につきましては、本会議の運営要綱が制定されるまで、当座の座長として、時田町長にお願いします。

町長 暫時座長を務めさせていただきます。初めに、(1)遊佐町総合教育会議運営要綱の制定について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページに要綱案、2ページにその根拠となる法令、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を載せております。

<同法律の第1条の4を朗読し、説明>

このように大まかな枠組みは、法律で規定されておりますが、最期の下線を引いております第9項に、「前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議で定める」とありますように、細かな所を町として定めましたが、1ページの要綱案でございます。国のQ&Aでも、特段条例や規則の制定は必要なく、各総合教育会議で決定すれば、よろしいということになっております。

<同運営要綱案を朗読し、説明>

町長 事務局から、遊佐町総合教育会議運営要綱(案)について説明いただきました。皆様方から、何かご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり)

町長 今、「なし」という声もございましたが、拍手をもって賛同いただきたいと思います。

(出席者一同の拍手)

町長 要綱は、原案どおり、制定させていただきました。

教育課長 運営要綱が正式に制定されましたので、これからは時田町長からはこの要綱に則った座長ということで、進行をお願いいたします。

町長 続きまして、(2)本町の「教育等に関する施策の大綱」について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ただいま制定になりました要綱の第2条「所掌事務」の第1号に「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定」とありまして、少し長いので、略して今後「教育等に関する施策の大綱」と呼ばさせていただきますが、5ページにその根拠となる法令、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を載せております。

<同法律の第1条の三を朗読し、説明>

国の定義では、地方公共団体の教育の目標や施策の根本となる基本方針を定めるものとしております。また、詳細な取り組みの策定まで求めているわけではないという表現もあります。参考までに山形県で5月に策定されました大綱を「資料1」と

して配布しておりますが、かなり詳細なものという印象を受けます。この大綱策定に当たっての県の考え方が、この資料の1ページにあります。

「第3次山形県総合発展計画長期構想における県づくり構想のうち、教育、学術及び文化等に関する展開方向を基礎に、その後の社会情勢の変化に対応する新たな視点も追加して策定します」とあります。なお、県の場合は、第5次教育振興計画から第6次教育振興計画への移行と大綱の策定期が合致したこともあり、「＜参考＞施策の展開方向」の記述のボリュームもかなり多くなっています。他市町村の例として、「資料2」として岩手県の盛岡市と大槌町のものを載せておりますが、もう少し簡略なものが多いようです。

本町の大綱につきましては、平成23年3月策定の遊佐町教育振興基本計画をベースに内部協議を重ねてまいりました。本計画は、国の教育振興基本計画（平成20年7月）、第5次山形県教育振興計画（平成16年3月）、第7次遊佐町振興計画・後期基本計画（平成23年2月）、遊佐町生涯学習基本計画（平成8年3月）等との整合性を図りながら、教育に関する施策を包括したものです。平成23年度から32年度までの10カ年を計画年度としており、社会の動きは非常に速いわけではありますが、基本的な考え方は、現在でも有効であると思っています。

また、教育基本法では、この教育振興基本計画の策定に当たっては、国で定めた教育振興基本計画を「参酌し」とあります。さらに大綱の策定にあたってはこの国で定めた教育振興基本計画における基本方針を「参酌して」定めることとされています。この参酌とは具体的にどのような意味かということに関する国の見解は、6ページにその目次の抜粋を載せております、国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）における、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、市町村の大綱策定の際に参酌、すなわち参考にすべき主たる対象であるということのようです。

つまり、ここで示された8つの成果目標が、大綱に盛り込まれているか、というのが一つの指標になるのではないかと思います。この観点から検討した結果は、町内に大学や研究機関はありませんので、主として高等教育段階の学生を対象とした取組みである成果目標2の課題探求能力の修得など、国が率先して取り組む高度な施策を除けば、現在の町の教育振興基本計画でもほぼ網羅されていると言ってよいのではないかと思います。

従いまして、この遊佐町教育振興基本計画をもって、当面の町の大綱に代えてはどうかというのが、事務局案であります。なお、国のQ&Aでも7ページに載せておりますが、「首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません」と明記なっておりますので、手続き上も問題ありません。

なお、この期間につきましては、国の見解では、首長の任期が4年であり、参酌すべき政府の教育振興基本計画の期間が5年であることから、4、5年毎の見直しを求めているようです。本町の教育振興基本計画につきましては、計画年度を10年スパンの平成32年度までとしておりましたが、レジメの8ページにありますように、平成29年度に策定予定の町の第8次振興計画の教育の部門との整合性や、現在改定作業中の遊佐町生涯学習推進計画との整合性なども考慮しまして、少し予定より早く改定する計画であります。この改定時点で、今回のように改訂された第2次遊佐町教育振興基本計画をもって、大綱の代わりとするのが、よろしいのではな

いかと事務局では考えております。具体的には、レジメの3ページのようになります。ホームページでも、このように決まりましたということで公表したいと思っております。

町長

ただいまの説明でご理解いただけましたでしょうか。平成23年度3月に遊佐町教育振興基本計画がなされております。それをもって施策の大綱にするという形で、この4ページの「遊佐町教育振興基本計画体系」のなかの教育目標と基本的方向を根本にし、本日の総合教育会議でお諮りし、決定させていただきたいと思いますが、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

教育長

この通りでご審議、決定いただければと思います。事務局から説明があった通り、2年後の平成29年度からを目標に町の振興計画の見直し作業に、総務課、企画課を中心に入っていくわけですが、こちらも勘案しながら、4年前にこの基本計画を作った時代から見れば、学校の統合、少子化の現状、若者定住、基盤産業の農業が揺らいでいる、IT関係等、たった4、5年で世の中はどんどん動いております。このような課題をふまえて、遊佐町教育振興基本計画の第2次の改定に向けてまもなく着手したいと思っております。平成28年度が山場になると思います。もし予算等必要であれば、予算を計上することもありうるかと思っております。

昭和55年に「遊佐町町民憲章」、昭和62年には「遊佐町の教育の目標」等を定めていまして、ずいぶん前になるわけです。間違ったことが書いてあるわけではないのですが、こういう時代が来るということ、当時は読み切れていない部分もあったと思います。自然が豊かな、文化が豊かな、文化財等を生かして、人づくりの基本、それはそれでその通りなのですが、私としては、今、ふるさとを愛する心情とか未来を拓くという、山形県は「山形の未来をひらく」としたわけですが、「遊佐の」と付けるかはこれから議論になると思いますが、これから、厳しい、変化の激しい時代を切り拓いていく、そういう心豊かな逞しい人間の育成が目標であることを強調しながら、教育振興基本計画の見直しと同時に、思い切って遊佐町の教育の大きな視点の見直しを図る必要があるのではないかと考えております。今日は結論を出さなくてもいいわけですが、11月には、予算等の絡みもあって、第2回教育総合会議を開催する予定ですが、そこで確認しながら、ちょうど28～29年には町長の改選の時期と重なっていますので、色々な意味で、整合性をもたせる必要があるかと思っております。他市町村では合併したところは当然見直しをしていますし、県の第6次山形県教育振興計画では、「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」、人間力なんて今はやりのドキッとする言葉を使っています。良し悪し、色々な思いはあるでしょうが、遊佐町も少子化で人口減が続く中でまさに町はなくなる可能性があると言われていた時代に、どうやって町をもっていくか、地域をもっていくか、ということが大きなテーマ、これは教育の問題だけではなく、遊佐町の施策の大きなテーマだと思います。遊佐町の教育目標から内容を吟味していくタイミングに来ているのではないかと考えております。今日は、説明調整員として総務課長、企画課長からも出席してもらっていますので、御意見をお聞かせ願えればと思います。

町長

教育委員長いかがでしょうか。基本計画を作る時にも関わっていらっしゃったかと思いますが。

委員長

教育長から説明ありましたが、4ページの遊佐町教育振興基本計画体系を見た時に、春の施設訪問をしまして、先程の教育委員会で事業評価の素案を検討しましたが、基本計画を色づけしていくと、これは頑張っている、ここは充実している、ここはまだ少し足りないとか、見えてきます。基本計画は、かなり網羅していますし、あえてここで平成23年度の計画内容を変えないで、さらに厚みを増すように、

そして次の大綱の改定に向かった方が私は良いと思います。今回の大綱は、基本計画を基にした方がよろしいと思います。

町長 ありがとうございます。

教育長 補足しますと、基本的方向の次に基本施策とあるわけですが、これは4年前の平成23年のものですので、ここにはない遊佐高校の問題とかもでてきています。ここにはないから取り組まないというわけではありません。今年度の事務点検評価の実績を見れば、必ずしも基本計画の内容に限定して、この枠の中だけで事業を行っているわけではありません。大枠を外さないように、しかし細かいところでは、要望や要請に応じて施策を講じています。

町長 石川委員どうでしょうか。

石川委員 委員長と同じで基本計画をそのまま大綱に変えて進めていただいた方が良いと思います。

町長 高橋委員どうでしょうか。

高橋委員 大変素晴らしい資料を作ってくださいました。これを見て、またこれから進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

町長 石山委員どうでしょうか。

石山委員 皆さんご苦労様でした。まず、私もこれを見てこれから様々変えていくものがあるれば意見を申して、考えていきたいと思っております。よろしくお願いします。

町長 ありがとうございます。総務課長、予算などの問題がありましたら。

総務課長 この基本計画を策定するときは、教育課長をしておりましたので、その時に、教育長とも相談し、体系を構想しながら計画を作ったわけですが、教育全般にわたって、ポイントとなるところをピックアップしながら、言い方は悪いが振興計画を待たなければならないのでこの計画を作った思い出があります。そういう意味からすれば、それほど漏れているところはないと思います。情勢の変化はありますが、基本的視点は網羅して作ったと思いますが、そういう意味では、計画の中の方向性をとり上げて大綱にするという方向性はいいのではないかと思います。

町長 経験も含めてありがとうございます。企画課長どうでしょうか。

企画課長 先程も話がありました通り、P8の資料の情報提供させていただきますと、7月にはここにあります遊佐町総合戦略（地方版総合戦略）と人口ビジョンの策定で検討委員会を立ち上げて本格的な作業に入ります。現在、町民アンケートを実施しております。そのアンケートの分析、町民の意見を反映させる形で計画づくりを行うこととなります。検討委員会の立ち上げと同時に町の振興審議会を同日に立ち上げます。組織替えをする形で石川教育委員にも入っていただくことになっております。先行して地方版総合戦略を策定し、今年度、来年度2ヶ年かけてその戦略、長期ビジョンになりますが、人口ビジョンと併せて第8次振興計画に反映させていくということになります。2ヶ年で計画を策定いたしますので、是非今後の大綱の見直しにあっては、第8次振興計画をふまえた形でお互いの整合性や連携を取りながら見直しを進めていただけたらと思います。時代の流れが速いという話がありました。少子化時代になって、町として我々の所管といたしましても定住対策にはしっかり

と取り組んでいきたいと思いますが、学校統廃合という議論がそろそろ視野に入ってくるという段階になるかと思います。振興計画の見直しを契機に、大綱をステップアップしていただく際、時代の先取りを念頭に置いて作業を進めていただければと思います。

町長 ありがとうございます。実は芸術文化協会の総会に参加した時に生涯学習センターの改築までも視野に入れてくれと機先を制されました。行政としては、先の先まで見る位の発想でいきたいと思います。今回の「教育等に関する施策の大綱」については、今までの基本計画を尊重しながらいくことで御異議ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

町長 了解をいただきました。ありがとうございます。
続きまして、(3)今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 次回の会議ですが、所掌事務の2号にあります。条件整備や重点施策も、予算と密接に絡んでおり、本会議で協議する事項でございますので、例年新年度予算編成中の11月頃に町長・教育委員懇談会を開催してきましたが、この時期に2回目を開催することを予定しております。しかしながら、ないことを祈りたいですが、第3号の緊急事態が生じた時は、緊急に招集することになると思います。早めにスケジュール調整をしまして、開催したいと思っております。

町長 ただいまのスケジュール関係につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

町長 よろしいですか。

教育長 先程も申しましたが、見直しの案につきましては、基本的なこと、第2次基本計画のベースの部分、必要あれば平成28年度予算に要望していく、そういう会議になると思います。よろしくをお願いします。

町長 教育委員会で大いに議論していただいて結構です。これまで通りですので、よろしくをお願いします。

(4) その他とありますが、何かありますでしょうか。

教育長 もう一点お願いしたいのは、今日は総務課長、企画課長にも会議に入ってくださいました。今後、町長がトップでこういう会議が行われます。教育行政は、教育委員会が中心になって行うわけですが、計画の整合性など、お互いに意見を述べ合いながら、進めていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

町長 他に無ければ、協議は終了させていただきます。事務局にお戻しします。

教育課長 慎重審議、ありがとうございました。以上をもちまして、第1回遊佐町総合教育会議を閉会いたします。